

第27号議案

中間市市税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月10日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市税条例の一部を改正する条例

中間市市税条例（昭和 45 年中間市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「2 輪」を「二輪」に改める。

第 23 条第 2 項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」に改める。

第 33 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 14.5」を「100 分の 11.9」に改める。

第 48 条第 2 項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 9」に改める。

第 80 条第 1 項中「2 輪」を「二輪」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「1,000 円」を「2,000 円」に改め、同号イ中「2 輪」を「二輪」に、「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号ウ中「2 輪」を「二輪」に、「1,600 円」を「2,400 円」に改め、同号エ中「3 輪」を「三輪」に、「2,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 2 号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

三輪のもの 年額 3,900 円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400 円

その他のもの 年額 5,900 円

第 82 条第 3 号中「2 輪」を「二輪」に、「4,000 円」を「6,000 円」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで）」の次に「及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第 6 項から第 10 項まで）」を「公益法人等（同条第 6 項から第 11 項まで）」に、

「を同法第 40 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項まで」を「同法第 40 条第 6 項から第 11 項まで」に改める。

附則第 7 条の 4 中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条第 1 項」に改める。

附則第 16 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び第 34 条の 3」を「第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 3 第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則中第 22 条から第 23 条までを削り、第 24 条を第 22 条とし、第 25 条を第 23 条とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。） から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第 4 条の 2 及び第 19 条の 3 第 2 項の改正規定、附則第 22 条から第 23 条までを削る改正規定並びに附則第 24 条を附則第 22 条とし、附則第 25 条を附則第 23 条とする改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (2) 第 18 条の 3、第 80 条第 1 項及び第 82 条の改正規定並びに附則第 3 条及び第 5 条（この条例による改正後の中間市市税条例（以下「新条例」という。） 附則第 16 条に係る部分を除く。） の規定 平成 27 年 4 月 1 日
- (3) 第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 5 項、

附則第4条及び第5条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日

(4) 第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日

(5) 第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第34条の4の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号 ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例第 82 条第 2 号 イ	2,400 円	1,600 円
	5,900 円	4,700 円
新条例附則第 16 条の 表以外の部分	第 82 条	中間市市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年中間市条例第 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
新条例附則第 16 条の 表第 82 条第 2 号アの 項	第 82 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

中間市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第7条—第22条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税（第23条—第53条の12）</p> <p>第2節 固定資産税（第54条—第79条）</p> <p>第3節 軽自動車税（第80条—第91条）</p> <p>第4節 市たばこ税（第92条—第102条）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第141条—第149条）</p> <p>附則</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人</u>（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設</u>（法人税法第2条第12号の18に規定する恒</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第7条—第22条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税（第23条—第53条の12）</p> <p>第2節 固定資産税（第54条—第79条）</p> <p>第3節 軽自動車税（第80条—第91条）</p> <p>第4節 市たばこ税（第92条—第102条）</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第141条—第149条）</p> <p>附則</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は<u>2輪</u>の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 <u>外国法人</u>に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所</u>で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p>

改正後	改正前
<p>久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>（法人税割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の11.9</u>とする。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>2 法の施行地に<u>本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が</u>_____、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項</p>	<p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>（所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>（法人税割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の14.5</u>とする。</p> <p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 （略）</p> <p>2 法の施行地に_____主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 法人税法第74条第1項_____の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第52条第1項におい</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>	<p>て同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>	<p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>
<p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>第52条 法人税法第74条第1項_____の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させ</p>	<p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させ</p>

改正後	改正前
<p>ていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>2,000円</u></p> <p>イ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ <u>二輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ <u>三輪</u>以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>三輪</u>のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p>	<p>ていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の7</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び<u>2輪</u>の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>1,000円</u></p> <p>イ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ <u>2輪</u>のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ <u>3輪</u>以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の<u>3輪</u>のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p>

改正後	改正前
<p>年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>年額 2,500円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円</p> <p>三輪のもの 年額 3,100円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 5,500円</p> <p>自家用 年額 7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,000円</p> <p>自家用 年額 4,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 1,600円</p> <p>その他のもの 年額 4,700円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲</p>	<p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで_____の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所</p>

改正後

渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該

改正前

得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第16条 削除

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該

改正後	改正前
<p>株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の2 （略）</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第19条の3 （略）</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、</p>	<p>株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第19条の2 （略）</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第19条の3 （略）</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、</p>

改正後	改正前
<p>令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、<u>同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等</u>を取得した市民税の所得割の納税義務者については、<u>当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一の銘柄の株式等</u>を取得したものとそれぞれみなし、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の<u>同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等</u>の取得をしたものと_____</p> <p>_____それぞれみなし、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p><u>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に</p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p><u>係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u></p> <p><u>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18</u></p>

改正後

改正前

条の規定を適用する。

附則 第17 条第 1項	第35条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法 律第29号）第11条の6第1項の規定により適用さ れる場 合を含む。）
1項	同法第 31条第 1項	租税特別措置法第31条第1項
附則 第17 条の 2第 3項	第35条 の2ま で、第 36条の 2、第 36条の 5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11条の6第1項の規定により適用される場合を含 む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条 の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条 の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則 第17 条の 3第 1項	租税特 別措置 法第31 条の3 第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 時特例に関する法律第11条の6第1項の規定によ り適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則 第18 条第 1項	第35条 第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国 税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第 1項の規定により適用される場合を含む。）
1項	同法第 32条第 1項	租税特別措置法第32条第1項

改正後	改正前
<p>(削る)</p>	<p>2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u></p> <p><u>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条</u></p>

改正後	改正前
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月</p>	<p>の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月</p>

改正後	改正前
<p>31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>（2） 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければなら</p>	<p>31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>（2） 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>（3） 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければなら</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p><u>第23条</u> 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>い。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p><u>第25条</u> 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>